

公共工事設計労務単価及び当初契約時点の材料単価等に基づく請負代金額に変更する 特例措置等について

本市では、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたことを受けて、原則として令和5年4月1日に新労務単価等で積算した入札へと移行するとともに、以下の取扱いを開始することとしましたので、お知らせします。

- ・令和5年3月1日以降に契約（市会議案の場合は本契約。以下同じ。）を締結する工事等のうち、旧労務単価等で積算した工事等について、請負者の請求に基づき、新単価（新労務単価、当初契約時点における材料単価及び機械損料等）での積算に基づく請負代金額に変更する特例措置を実施する。
- ・令和5年2月28日以前に契約を締結した工事等のうち、請負者の請求に基づき、本市と協議して決定する基準日から残工期が2か月以上ある工事等について、賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項（工事請負契約約款第28条第7項）（令和2年3月31日以前に締結した契約においては、同契約書第25条第7項）を適用し、新単価（新労務単価、基準日における材料単価及び機械損料等）での積算に基づき、契約の変更を実施する。

記

1 新労務単価及び当初契約時点の材料単価等に基づく請負代金額に変更する特例措置の実施

(1) 適用対象工事等

令和5年3月1日以降に契約を締結する工事及び工事に類する業務委託（樹木維持管理、街路樹等育成管理、道路清掃、河川美化作業等）のうち、旧労務単価等で予定価格を積算しているもの。

(2) 協議の請求

協議の請求は、書面（様式1）により行うこととし、令和5年3月1日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、当該工事の契約締結の日から30日以内とします。工期が年度内の工事については、速やかに請求してください。

(3) 協議の請求先

対象工事等の工事担当課

(4) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額は、次の式により算定します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価等及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

(5) 適用している労務単価の判断方法

令和5年3月31日までの入札公告の工事等は、全て旧労務単価等を適用します。

令和5年4月1日以降の入札公告の工事等は、原則として新労務単価等を適用します。ただし、例外的に旧労務単価等を適用しているものについては、設計図書及び入札公告にその旨を明記します（令和5年7月1日以降の入札公告の工事等は、全て新労務単価等を適用します。）。

(6) その他の特例措置

令和5年2月28日以前に契約を締結した工事及び工事に類する業務委託（樹木維持管理、街路樹等育成管理、道路清掃、河川美化作業等）のうち、令和5年3月1日時点で工期の始期が到来していないものであって、旧労務単価等で予定価格を積算しているものについては、2のインフレスライド条項の適用を準用します。

2 インフレスライド条項の適用

(1) 適用対象工事等

ア 令和5年2月28日以前に契約を締結した工事及び工事に類する業務委託（樹木維持管理、街路樹等育成管理、道路清掃、河川美化作業等）のうち、令和5年3月1日時点で工期の始期が到来しているものであって、旧労務単価等で予定価格を積算しているもの。

イ 2(2)ウに定める残工期が、2(2)イに定める基準日から2か月以上あること。

ウ 発注者及び請負者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とします。

(2) 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとします。

ア 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とします。

イ 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と請負者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。

ウ 残工期：基準日以降の工事期間とします。

(3) スライド協議の請求

発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、書面（様式2）により行うこととし、令和5年3月1日から協議の請求の受付を開始します。請求期限は、直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

(4) スライド協議の請求先

対象工事等の工事担当課

(5) 請負代金額の変更

ア 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。（スライド額の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率改正による増額分は考慮しません。）

イ 増額スライド額については、次の式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)] \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率})$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負工事価格から基準日における出来形部分に相応する請負工事価格を控除した額（税抜き）

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（税抜き）

（ $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：市積算額）

ウ 減額スライド額については、次の式により行います。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)] \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率})$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負工事価格から基準日における出来形部分に相応する請負工事価格を控除した額（税抜き）

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（税抜き）

（ $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率（落札率）、 Z ：市積算額）

エ スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については、考慮するものではありません。

(6) 残工事量の算定

ア 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。

イ 基準日までに変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量については、スライドの対象とすること。

ウ 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても、出来形数量として取り扱います。

- ・ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱います。
- ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とします
- ・ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱います。

エ 数量総括表で一式明示した仮設工についても、出来形数量の対象とできます。

オ 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、請負者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよいこととします。

カ 請負者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとし、

(7) 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とします。なお、請負者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができます。

(8) 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができます。

(9) 全体スライド及び単品スライド条項の併用

ア 工事請負契約約款第28条（令和2年3月31日までに締結した契約においては、同約款第25条）第1項から第5項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができます。

イ 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約約款第28条（令和2年3月31日までに締結した契約においては、同約款第25条）第6項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができます。

3 技能労働者の適正な賃金水準の確保について

別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局長から建設業者団体の長宛てに、令和5年2月14日付けで通知（国不入企第42号）されています。

1又は2により請負代金額を変更した場合における元請業者・下請業者間や下請業者・再下請業者間で既に締結している請負契約の見直しや技能労働者の賃金水準の引上げ等について、国から要請されていることに御留意いただき、適切に対応してください。

令和5年 月 日

(宛先) 京都市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

新公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置に基づく請負代金額の変更について（請求）

下記工事について、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

請負代金額の変更に当たっては、当該契約に従事する労働者に対し、社会保険料相当額の適切な支払を行うとともに、下請契約についても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 請負代金額 金 円

4 契 約 日 令和 年 月 日

5 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和5年 月 日

(宛先) 京都市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

インフレスライド条項の適用に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記工事について、賃金等の変動により、工事請負契約約款の規定に基づき、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

請負代金額の変更に当たっては、当該契約に従事する労働者に対し、社会保険料相当額の適切な支払を行うとともに、下請契約についても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額 金 円

4 契 約 日 令和 年 月 日

5 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

6 希望基準日 令和 年 月 日

別添

国不入企第42号
令和5年2月14日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

これまで国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要4団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

本日、国土交通省が令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、令和4年3月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国全職種平均が5.2%の上昇（単純平均の伸び率）となったところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、

新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることによりこれまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、別添1を各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

公共工事品質確保法においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第8条第1項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第2項）等が位置づけられている。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、元請業者及び下請業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。

については、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うことを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。なお、令和3年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向であり賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている。このため、元請業者・下請業者においては下請契約・再下請契約の締結に際してこうした状況を考慮し、さらに、下請業者においては自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の決定を受け、

- ① 令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 令和5年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等とし（別添2）、地方公共団体に対してはこれを参考として適正な請負代金額での契約締結に努めるよう要請したところである（別添1の記2.）。

これらの取扱いやいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用により請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請業者・下請業者間や下請業者・再下請業者間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者の賃金水準の引上げ等について、適切に対応すること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工事品質確保法第8条第2項においては、受注者等の責務として、下請契約を締結するときは法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金によることが規定されている。さらに、第7条第1項第1号において、発注者の責務として、法定福利費や公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料等を的確に予定価格へ反映することが規定されている。

公共工事設計労務単価には技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、法定福利費及び法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置されており、法定外の労災保険の付保を受注要件としている。また、地方

公共団体に対しても、国土交通省直轄工事における取組にも留意し適切な措置を行うよう要請したほか(別添1の記3.)、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付け総行第419号、国不入企第33号)にて、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を受注者から提出させ、予定価格に適切に反映した法定福利費相当額が請負契約においても適正に計上されていることを確認するよう要請している。

これらの取組等も踏まえ、元請業者においては、建設工事標準請負契約約款に基づき発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示すること等により標準約款の実施について適切に対応するとともに、受注時における適正な労務費(社会保険料の本人負担分を含む賃金)や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めること。

また、実態調査において高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

下請業者においては、注文者(元請業者又は直近上位の下請業者)に対し標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

労務費及び法定福利費の確保については、「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付け国不建キ第15号)にて、労務費及び法定福利費を内訳明示した見積書の提出を要請するとともに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い地位や技能を適切に処遇に反映することを推奨しているため、改めて内容を確認し適切に対応すること。

なお、社会保険への加入の徹底については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定、令和4年5月20日最終変更)において「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれ

らの措置を講ずるよう要請している。

4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、若年労働者の賃金引上げや社会保険への加入徹底等により処遇改善を一層進めるとともに、7. で後述する建設キャリアアップシステムを活用し技能労働者のキャリアパスと処遇の見通しを示す取組を進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の取止めの徹底について

ダンピング受注は、下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を厳に行わないよう、改めて徹底すること。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないので、この趣旨も改めて徹底すること。

6. 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工事の請負契約の締結に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮した適正な工期を設定・確保すること。その際、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により適正な請負代金による請負契約を締結すること。また、下請契約においても、これら

の必要経費を含んだ適正な請負代金による契約を締結すること。

特に、令和6年度より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期により請負契約を締結し、労務費等にしわ寄せが生じないよう必要な費用の反映を徹底すること。

また、「工期に関する基準」において、週休2日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう適正な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

一方、工程遅延等が生じたにもかかわらず工期延長ができず、後工程の作業の短期間での実施を余儀なくされる場合等には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、短期間施工に伴う人件費の補填など必要となる請負代金の額の変更等の変更契約を適切に行うとともに、その結果を適切に元下間や下下間の契約に反映させること。

7. 建設キャリアアップシステムの活用による技能労働者の処遇改善について

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と給与の引上げなどの適切な処遇が受けられ、さらに、若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的とするものである。

この取組を一層推進するべく、「建設キャリアアップシステムの活用について（要請）」（令和2年4月1日付国土入企第1号、国土建労第1号）2. で述べた下記の事項について、実情に応じ、着実に進めること。

- (1) 各建設業団体の会員企業において、早期に事業者登録及び技能者登録を進めること
- (2) 会員企業が元請として工事を受注した場合においては、建設技能者による適切な就業履歴の蓄積を阻害しないよう、現場・契約登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等を行うとともに、その工事に従事する下請業者に対して施工体制への事業者及び技能者登録を行うよう指導すること
- (3) 会員企業において、建設キャリアアップシステムの事業者登録及び技能者登録が進むよう、セミナーや説明会等、様々な機会を捉えて、建設キャリアア

- ップシステムの意義や必要性等についての理解促進に努めること
- (4) 実際にシステムを利用することを通じて効果の把握や理解の浸透が進むよう、引き続き、モデル工事の実施や現場見学会等の取組を積極的に進めること